

昭和二十五年四月二十八日(金曜日)午
前十一時二十六分開會

○予防接種法等による国庫負担の特例に関する法律案(内閣送付)

○地方財政平衡交付金法案(内閣送付)
○地方税法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長（岡本愛祐君）　これより地方行政委員会を開会いたします。

本日は予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律案、これを会議に付します。予備審査でございます。先ず所管大臣の説明を求めます。

○國務大臣(林釀治君) 只今議題になりました予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律案について御説明申上げます。

昨年シャープ使節団によつて税制改革の勧告書が発表され、我が国の財政制度について重大な示唆が與えられたたのでありますが、なかならず地方財政につきましては、従来の国庫補助金及び地方配付税制度に代るべき画期的制度として、地方財政平衡交付金制度の設定が勧告されたのであります。本制度を実施するため、政府におきましては、地方財政平衡交付金法案を本国会に提案したのでありますが、この法律の施行に伴い、厚生省の所管にかかるとされる国庫及び都道府県の負担に関する規定につき、その適用を停止する等の必要を生じた次第でございます。

の適用停止に関する條文でございます。差上げました資料を数枚めくつて頂きますと、横文字で数字の表があるものと存じますが、これが二十五年度の厚生省關係の補助予算の中で平衡交付金の方に予算面で繰入れられました費目と、大体最初の大蔵省査定當時の補助額というものがそこに書いておるわけでございます。この中には、法律の規定に基いたものでございますし、或いは法的根拠のない單なる予算措置に伴

第二條は、伝染病予防法の一部改正であります。これは伝染病予防法第十六條の二を改正して、都道府県又は市町村が平常時に行うそ族こん虫駆除の実施を義務づけると共に、この実施人員の設置、薬品等の設備についての基準を政令で定めるとし、これによつて地方財政平衡交付制度の下において、そ族こん虫駆除の実施に法的根拠

う補助であるものもあるわけでございますが、そのうち法律の規定に基きまして補助をいたしている分につきましては、どうしてもその補助規定の面の適用停止をいたす必要が生じて参りましたので、法案の第一條の一号から七号までにずっと書いてあります條文が、その予算の中で法的根拠を持つておりますものでございます。

を與へ、併せて伝染病が流行し又は流行の虞れある場合について、伝染病予防法上更に必要な駆除をなさしめ得るよう規定したのであります。

以上が本法案の骨子であります。が、何とぞ御審議の上、速かに可決されんことをお願いする次第であります。詳細は政府委員より御説明いたします。

第一條一号の予防接種法と申しますのは、これは伝染病などのために予め予防接種をいたすのでございますが、そのうち年に一回、二回というふうに定期的に平常時に予防接種いたしますその分が平衡交付金の方に入りましたものでありますので、その分にこれを限定しておるわけであります。

○説明員（太宰博邦君） 私から法律案の内容につきまして若干御説明いたします。

二番目のトラホーム予防法も、これは大体トラホームの治療及び予防に関する費用全部であります。三号の食品

お手許に配布いたしました資料に、第一條は平衡交付金制度の実施に伴ひまして、従来一部補助金といたしまして、それ／＼補助せられました法律の條項

衛生法、これは食品衛生の取締のため
に監視員を設置いたしております。そ
の監視員の費用並びに食品衛生取締に
伴ひまして、食品の収去とか、或いは

不衛生なものの廃棄、或いは変死いたしました者の死体解剖そういうものに伴います費用に関する條文でございます。それから四号の民生委員法とござ

いまするが、その條文は大体民生委員に關する費用、それから民生委員の審査會或は協議會というようなものの費用、それから民生委員事務所に關しまする費用、或いは民生委員の指導訓練というようなものに関する費用でございます。それから五号、身体障害者

福祉法、これは大体系身体障害者福祉法に基きまして、身体障害者福祉司というものと、それに關します費用、それから身体障害者の更生相談所というものを設けました、そういうものに関する費用と、それからそこに書いてございますように都道府県設置する身体障害者更生援護施設及び養成施設の運営に関する費用、こういうもの

のがそれに入るのでございます。六号の児童福祉法の関係では、大体児童福祉司及び児童委員に關します費用と、それから児童相談に關します費用、それから母子寮、保育所、それから授産施設に入所せしめました者の保護に必要な費用などでございます。それから七号の伝染病予防法と申しますのは、

大体風族、昆虫駆除と申しまして、伝染病の予防のためにDDTを撒いたりいたしまして、蠅、蚊、鼠というものを或いは捕捉器を設けまして、そういう昆虫類を駆除いたしますそれに關する費用でございます。その下に各條文が書いてございますが、これはその法律

案の次に資料として関係の條文を一応書いて差上げたのでございますが、要するにかような事業をいたしました者につきまして、それ／＼法律の條文に

よりまして都道府県がこれに補助をし、それに更に国が補助をする、或いは直接国が都道府県に補助をするというふういような補助の規定の部分でございます。従いまして平衡交付金制度に繰入れられますと、その補助の關係の規定を停止しなければなら

らないことに相成りまして、この補助の規定はその根拠といったしまする條文が地方財政法の十條以下でございますので、その地方財政法に關しまして、平衡交付金法においてどういう取扱いをしておるか、それに準じなければならぬのでありまするが、地方財政平衡交付金法案の附則の一番最後十五項によりますと、かような補助規定の効

力を完全に停止するというのはございませんで、一応昭和二十五年年度に限って適用しないというような書き方をしてございます。これはいづれ地方自治庁の方で詳しく又御説明申上げると存じますが、私共は一応二十五年年度はこういうことに適用しないということにして置きました。そのうちに根本

的に又改正いたしまして、平衡交付金に繰入れるように御改正願うようなつもりでおるのでございます。

それから次の第二條關係は伝染病予防法の一部を改正するという事でございまして、伝染病予防法の十六條の二でございます。これは今もちよつと

申上げましたように、鼠族、昆虫駆除の事業でございますが、これが六億と

それからちよつとこれは私から申上げるのも悪縮でございますが、附則にこの法律は二十五年四月一日から施行するということで誠に変なことでございますが、実はこの法案の方が非常に早く準備が整いまして、母法の平衡交付金法が遅れました関係で、四月一日に間に合わなくなつたのであります。が、衆議院の方でこれを適当に御修正

なさることと存じますので、お含み置き願いたいと存じます。

○委員長（岡本愛祐君） 御質疑ござい

○西郷吉之助君 林厚生大臣は又戻つて来られますか。

○委員長(岡本夢祐君) 急用ができて
行かれましたので、戻つて来られない

○西郷吉之助君 実は大臣にこの法案について一点伺つておきたいのです
が、衆議院は通つておらないからこれ
は……

○委員長(岡本愛祐君) 今衆議院は直ぐ上げるそうですけれども、今日は間に合いませんから、この程度にいたして置きましょうか。……政府委員に御質疑があつたらどうぞ。

○西郷吉之助君 會計課長にちよつと

○委員長(岡本榮祐君) 政府委員も衆議院が上げますのであちらに参りたいと言っておりますから、今日はこの法案につきましては、提案理由の説明と、條文の説明だけにして置きたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（岡本愛祐君） それではさう
いうことにいたします。

○委員長(岡本愛祐君) それでは次
に、昨日地方財政平衡交付金法案を審
議をいたしておりましたとき、吉川大
議員から御要望が出ました、文部大臣
に質問をいたしたいということで高瀬
文部大臣の出席を煩しました。吉川委
員。

○吉川末次郎君　今審議中の地方財政平衡交付金法案に關連してであります
が、曾てこの法案に關連いたしまし

て、この本委員会におきまして、**標準**
義務教育費に関する法律案を政府が今

期国会に御提出になるということをごば
文部大臣からお話がありまして、重要
なところの法案であり、又地方財政
の重大なる関連性におきまして、特に
地方行政委員会におきましてそれにつ
いての政府の意向を聞き、我々の調査
にいろいろ資するところがあつたので
あります。その節高瀬文部大臣のお話
では、即ち義務教育に従事いたして
おりますところの教員一人について
三千二百円宛の俸給をばこの地方財政
平衡交付金の中から優先的に地方自治
体に交付するということがこの法案の
大体的内容であつたと思うのでありま
すが、それはすでに吉田内閣の閣議に
おいて決定したということがお話にあ
つたのであります。それは重大な教育
行政上の問題でありまして、義務教育
に従事いたしておりますところの教育
家並びにDTAその他にも非常な朗報
として多大の期待が今日まで持たれて
来たと思われるのであります。今当時
における速記録を見えますという
と、高瀬文部大臣のお説のうちにはこ
ういうことが言われておるのでありま
す。即ちそのまま朗読いたしますと、
「それから法案の提案につきましての
経過であります。閣議におきましては
何回か十分に討論をいたしました。そ
うして文部省が初め作つた原案に対し
まして、自治庁からはいろいろの意見
が出まして、自治庁と随分長い間いろ
いろの折衝もし、自治庁の意見を加え
て相当の修正をいたしましたのであり
ます。そうして閣議においては担当の
國務大臣もこれに賛成されて決定をさ
されたものであります。」このようにお

べになつておるのであります。尙この
委員会におきまして、西郷委員から高

顧文部大臣の御見解に対する反対的な御見解の表明がありました。即ち優先的に標準義務教育費を地方財政平衡交付金のうちから紐付きで渡すというふうなことは、地方分権を阻害するものであるというような立場からの御見解が御発表になりましたことに對しまして、当日高瀬文部大臣は極めて感激的な、又強硬なところの態度と御言論を以ちまして、憲法が規定いたしておられますところの義務教育に対する国家の教育的、道義的、政治的責任を強調せられて、西郷議員の発言に對抗せられたのであります。先に申しましたように、高瀬文部大臣のそうした御見解に基くところの標準義務教育費法案に關する提案は教育界において多大の期待が持たれておつたのであります。が、今日我々が地方財政平衡交付金法案を審議いたしますというと、第三條の第四項に交付金の交付に當つては條件を付けて使途を制限してはならないというような嚴然たる規定がこの法案のうちにも規定されておるのであります。先に極めて強硬に高瀬文部大臣が閣議において決定したと御報告になりました標準義務教育費法案は内閣においてどうなつておるのでありますか、という見通しを持つていらつしやるのであるかというやうなことにつきましますの、先ず高瀬文部大臣からの御答弁を伺いたいと思つたのであります。

○国務大臣(高瀬莊太郎君) 只今の御質問のうちで、少し訂正をいたして置きたいと考えている点がございます。それは平衡交付金の中から教員の俸給等として先生一人当り三千二百円

に当るものを出すというふうなふうに
申上げたようなお話でありましたけれ

ども、私はそういうことは申上げなかつたかと思つております。平衡交付金というものは御承知のように教育費のためであるとか、土木費のためであるというような区別をつけて出されるものでございまして、不足の分を一括して一定の金額で出されるものでありますから、たとえ義務教育費の方の支出で非常な不足ができたというようなことがありましても、これは平衡交付金制度から申しますと、平衡交付金の中で特に教育費のために幾ら、土木費のために幾らということにはならないわけであります。ですから今御質問の中にあつたような意味で文学通り平衡交付金が交付されるというわけではなないと思つておりますから、その点は一つ御了解を願いたいと思います。

それからこの前ここで御説明申上げて、特に重要視する法案であると申上げました義務教育費確保に関する法律案について、まだ提案されておらない、その点どうなつてゐるか。こういう御質問だと思います。この前御説明いたしましたように、政府といたしましては方針をはつきり決めまして、そうして案を作り、手続きを進めておるわけでありまして、併し手続きを始めましてから随分長い期間になつておりますところがある。その手続きが完了しておらないというわけで、私共としては非常に遺憾に思ひ、心配をいたしておるのではありません。何故手続きが完了しないかということの細かい点については、私も十分に正確に知つておるといふわけではありませんけれども、推測いたしますところは第一は単価が三千

二百円と法律で規定されてあるわけであり、その単価は吉川委員のおつしやつたようにただ教員の俸給だけではございませんで、その他のいろいろの経費が入つての生徒一人当りの単価、最小の単価ということになつております。その単価との関連から申しまして、地方教育費の最低の額について文部省の見解というものがまだ十分に納得されておらないという点があるようであります。

もう一つはやはり先にお話になりました地方自治或いは地方財政の自主性というふうなものと関連におきまして、いろいろ考慮されている点があるというように推測いたしております。もう会期が非常に切迫いたしておりますので、何とか早くこれを手続きを完了いたしまして提出の運びにし、皆さんの御審議をお願いしたいということを非常に強く熱望し、C・I・Eその他を通じて努力をいたしておるのが現状であります。

○吉川末次郎君 その節の速記録を見ますと、只今答えられたようにはお話になつておらんように私には了解できるのであります。西郷委員はさつき私が申しましたように、やはり地方財政平衡交付金との関連性において標準教育費というものが紐付きになるということについての立場から、地方自治を制限するということ意味におきまして、高瀬文部大臣に質問せられたことに対する答弁は、決して今お話をなつたようにはつきりした別個のものであるというふうな御答弁をしておられないと考えるのであります。その点は当日におけるところの高瀬文部大臣の御見解と少しく違ふように思わ

れるのであります。若し全然それが別個のものでありますならば、他の委員会におきましても、地方自治庁から事実上出したものであるというところの話でありましたが、地方自治庁との間において、そのことについて文部省との間に非常な争いがあつたというの、どういふ点からそのときに起因していたものであるのかという点について御見解を、私が再質問いたしましたのに関連してお答えを願いたいと思つてあります。

尙更に附加えましてその標準教育費に關するところの法律案は、さつき申しましたごとく、当日の文部大臣のお話では、閣議において決定したということとを明言せられたことは、この速記録にも明らかになつておることなのであります。それが今日尙提出されておらんということに対する御解釈をいたしましては、十分に先程のお話では受取りかねるのであります。尙繰返して一つその点を明確にお答え願いたい。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 私が過日申上げたという点について、何か今日申上げたところと違ふ点があるのではないかと、先ず第一の御質問についてであります。私は決してそう考へておらないのであります。無論地方の財政が歳入歳出対象いたしまして不足された部分も地方財政平衡交付金によつて交付されて行くわけでありまして、その中から義務教育費も無論支出される、その義務教育費につきましては特殊な立法によりまして、或る枠が決められるということになります。それから、その関連は非常に深く、或いは紐付と言へば紐付と言へないこともな

いかも知れませんが、併しながら平衡交付金の中から義務教育費が三千二百円出されるのだということでは決してない、こういう意味であります。

それから閣議で決めて出すことにしたということは申上げましたが、御承知のように現在の法案提出の手続は、閣議におきまして案を先ず一応決めて、それからそれの手続を経ましてなるわけでありまして、その手続をできるだけ早く完了したいということ而努力をいたして参つたのであります。手続がまだ完了しておらない、こういうことを申上げたわけでありまして、

○吉川末次郎君 それでは重ねてお伺いいたしますが、高瀬さんがおつしやるように、その法案が後日国会に提出されることになりまうと、今日我々の手許に提案されております地方財政平衡交付金法案に基きまして、大体において千五百億であります。千五百億の交付金が本年度において國から地方の自治団体に交付されることになつておるのであります。その千五百億以外に、更に先程の一人当り三千二百円を基準としたところの標準教育費が地方自治団体にそれ以外に支出されることになるのであるかどうかということについて御答弁願いたいと思ひます。

それからもう一つ、閣議で決定した後、尙手続を経て提案されることになつておるのであることにつきましては、もとより我々も承知いたして居るところであります。然らば高瀬文部大臣が會で確言せられたごとく、その標準教育費法案は決定的に国会に提案されるのであるかどうか。又提案

されるときは大体いつ頃と御予定になつてゐるのであるかどうか、ということを重ねて御答弁願ひたいと思ひます。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 先ず第一の点であります。平衡交付金法で算定されておりますものは一般の、すべての各地方の教育費であります。その中の義務教育費についてだけ特殊な法律によつて規定される、こういう関係になります。今算定されておりますその金額の中には義務教育費も入つてゐるだらうと私は想像しております。ですからその外に三千二百円に当ります義務教育費というものが特別に計上されるというわけではないと思つております。

それから今手続中と申上げておるが、義務教育費確保の法案の問題であります。現在尙極力努力いたしておりますけれども、まだはつきりした見通しが実は付かないというわけであつて、苦慮している状態であります。果して今国会に間に合うかどうか、是非とも間に合うようにしたいと思つておりますけれども、その点まだはつきりした見通しが付きません。

○吉川末次郎君 どうもお話が非常に矛盾があると思つてありますが、即ち現在すでに千五百億という額が予定されて、予算に組まれて国会を通過いたしておるのであります。それと標準教育費とは別個のものであるというところを先程お話になつておつて、只今の御答弁によると、やはりその千五百億の中に義務教育費に対するところの国庫の交付金が入つてゐるというふうにも答へられてゐるのであつて、全く實質的にその内容が、お

答へになつてゐる言葉それ自身の中に矛盾を我々感ぜざるを得ないと思つてあります。尙それと同様に又矛盾の感じられますことは、今期国会には提案されるのかされないのか分らないと言われながら、一面において政府はそういうことを許さんというところの、第三條、第四項にあるような規定をいたしてゐるところの法案を我々の手許に提出いたしてゐるのであります。どうも我々に全く受取れないような御答弁であると思われまうが、尙重ねてそれについてもう一度はつきりした御答弁をお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 我々の考へております法案を細かく書いて差上げておりませんから、その点についていろいろ疑問をお持ちになるということも無理がないかと思ひます。併しながら主眼はこの前申しましたように、義務教育に關する予算というものを、土木費その他へ流用を止むを得ざる場合の外はしないようにしよう、したい。これが提出しようとする法案の一番大きな点であります。金額の点ではやはり地方財政の状況も見て、それと教育上の必要ということと関連して決定されておるのでありますからして、地方財政における教育負担という点におきましては、新しい法律、その特殊な法律を作ることによつて加重しよう、そういう意味ではないのであります。我々の考へでは地方財政で二十五年に予定されております教育費の中でそれができる、こういう考へを持つておるのであります。それから次の点であります。法案の提出はこの前申上げましたように、方針を決めて是非とも提出したいとい

うことであらゆる努力をしておるの
ありますが、まだその手続が完了しな
い。それが若しできた場合には平衡交
付金の使い方に對する特別な立法にな
るわけでありまして、一般の地方行政
費、或いは義務教育以外の教育費につ
いてとは別個の取扱ひを特別立法によ
つてされる、その特別立法ができるこ
う問題になるわけでありまして。

○吉川末次郎君 どうも御答弁に内部
的な矛盾があつて了解いたしかねるの
であります、それにつきましては時
間の都合上更に私は追究はいたしま
せんが、然らばこの法案は今期国会に
どうも出せないというようなお話であ
りますが、伝えられるところによると
いうと、閣議で決定したのであるけれ
ども、結局はおじやんになるのじやな
いかというやうなことが噂されておる
のであります。従つてこれに對するこ
ころの教育者側に非常な失望が起つて
おるわけでありまして、それが義務教
育機關の全般に亘りますところのも
のであります。極めて大なる衝動
を教育界に與えておることは当然であ
ると私は考へておるのであります。先
に引用いたしましたごとく、速記録を
見ますと、又私の記憶によりまして
も、高瀬文部大臣は西郷委員の答弁等
におきまして、憲法の條章を引用して、
極めて確信あるところの強い表現を以
てその提案をば確約されておるのであ
ります。万一噂されておりますがごと
くに、今期国会において高瀬文部大臣
が我々に確約せられたところのその法
案が提案されるに至らず、又次の国会
においてもそれが提案されることがで
きないというやうな結果を来しました
ときには、高瀬文部大臣はその政治的

責任をどのような形においてお取りに
なるか、又そのことについて文部大臣
としての責任を感じになつておらな
いかどうかということについての御見
解を承りたいと思つております。い
づれの關係と雖もそうした自己が国会
において強い確信を持つて、而も閣議
の内部においては他の省、即ち総理府
に屬するところの自治庁側からの、反
對側の意見もあつたのであるけれど
も、それを克服してそうして閣議でま
とめ上げて決定を見たということまで
の御表現がありましたところの、そう
した強い確信を持つておる文部大臣が
そのことに當られたことが結果におい
て実現することができなかつたという
やうな場合においては、いづれの關係
もそうした場合においては政治的責任を
痛感すべきは何ら差等はあるべき筈は
ありませんけれども、併しながら特に
文部大臣のごときは教育行政を管掌し
たしますところの立場よりいたしま
しても、文教の府といたしまして、そ
の道義的な責任において全国の教育家
に對する模範を示さなければならぬ
地位にあられる方であるかとも考えら
れるのであります。それらを併せまし
て、かくのごとく国会において確信を
以て我々に話されたことができなかった
ときには、高瀬文部大臣は如何なる
責任を感じ、如何なる政治的責任を如
何なる形において取らうとなさるもの
であるかということ、この機会に一
つ御答弁を願ひたいと思つてありま
す。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 只今問題
になつております法案につきまして
は、私も非常に重要なものと考へてお
りますので、さつき申しましたように、
現在におきましても別にこれを絶望と
考へておるわけではございませんで、
できるだけの努力をいたしておるので
あります。若し今国会に提出ができな
い、又この法案が手続の未了その他の
事情等によりまして提案できないとい
うことになりまして、その点私として
は非常に残念に思つております。併
しながらこの法案が今国会において提
案し決議されなかつたといつたしまし
ても、自治庁の平衡交付金法による地方
財政に對する措置、又地方当局におけ
る予算上の措置等が適正に教育に對し
て実行されることになりすれば、義
務教育費の確保についての目的は実質
的には達せられるのであります。です
から、若し仮に只今問題の法案が提案
し可決できないことになりましたなら
ば、先ず我々といつたしましては、教育
行政の責任者といつたしまして、地方団
体、自治庁等を通して、実質的に
そういう目的を達せられるようあらゆ
る努力を拂わなければならぬことを
考へておるのであります。そうして今
後あらゆる機会、手段等を通じて、
問題となつております法案ができるだ
け早く成立するやうな努力を續けて行
きたい。こういうつもりであります。

○吉川末次郎君 今の御答弁で、そう
いう特別の法律をば国会において制定
しなくても、實質上地方財政平衡交付
金法の施行によつて義務教育費の欠陥
をば各地方自治体において十分に充足
して行くことが實質上できるというお
話であります、若しその目的が達成
し得られますならば、何も特別に高
瀬文部大臣が本委員会において確約せ
られたところの標準義務教育費に関
するところの法律を政府から御提案に

なる必要もなければ、又高瀬文部大臣
がそういう強いことをお言ひになる必
要もなく、又国会もそういう特別法を
制定するところの必要はないことにな
るのであります、そんな法律をばお
考へになる必要がなかつたということ
になると思つてあります。尙私はこ
れができなかつたときには、文部大臣
としては当然責任をお取りにならなけ
ればならぬものであると考へるのであ
りますが、全国におけるところの教育
家の失望というものは、それに対して
極めて大きいものがあり、従つて高瀬
文部大臣のそうした行動に對しまして
は、極めて又反感も大なるものが今日
湧き起つておることをば看取せざるを
得ないのであります。これは巷間の説
であります、そうしたことになつた
ことによつて、高瀬文部大臣は教育
界からの反抗的な鋭針をそらすため
に、文部大臣をこの機会に横すべし
て通商産業省の大臣にその地位を転じ
よう、それを逃げるために横すべし
るのであるというやうなことも、小学
校教員その他が非常に言つておるので
あります、かくのごときは先程申し
ました文教の府の首長の地位に立たれ
るところの文部大臣が、全国の教育家
からの道義的な不信の嫌疑を受けてお
られるのであります。そのことにつ
きまして高瀬文部大臣の心境を併せて
この機会にお答えが願ひたいと思ひま
す。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 先ず第一
の御質問の点であります、私がさ
つき申しましたやうなふうなことなら
ば、特別な立法の必要はないのじやな
いか、こういうお話であります、私が
は決してそう考へておらないのであり

まして、さつき申しましたように、法
律上の拘束はなくとも、自治庁並びに
地方公共団体のやり方如何によつては
同じ目的が達せられる途もあるとい
うことを申したのであります。併しな
がら義務教育というものは非常に重大
であるから、そういう實質的なやり方と
いうやうなことによらないで、やはり
法律的にはつきりとこれを規定した方
が適當である、こういう意味で主張し
ておるわけでありまして。

それから第二点であります、何か
これと関連して、私が文部大臣から通
商産業大臣に横すべしするのだとい
うやうなふうに考へておる者もある。こ
ういふお話であります、決してそう
いう事實はございませんのであります
から、その点は御了解を願ひたい。無
論文教の責任者といつたしまして、教育
を特に重大視し、その中でも義務教育
というものを特に重大視して、そうし
てその發展確保のためにあらゆる努力
を盡すことは義務であり、責任である
と思つておるのであります。それがた
めに今度の立法についてもできるだけ
の努力をしたのであります、立法とい
うものは大臣だけの考へでできるも
のでございせんので、手続き、国会
の審議等によつて左右されるというこ
とはどうしても止むを得ません。それ
で私の責任といたしましては、たとえ
いへばの障害が起き、予定通りのこ
とができなくても、重要視いたしてお
ります義務教育の確保につきまして、
あらゆる努力を他の方面でやれるもの
ならばできるだけやつて、そうしてこ
の目的を達して行きたい、こういう考
へで申上げたわけでありまして。若し私
がそういうことのために文部大臣から

通商産業大臣に横すべりのものだろうというふうな誤解をしておる方がありたいと思ふれば、決してそういうことではございませんので、一つ了解をお願いしたいと思います。そうして現在におきましても文部大臣が本職でありまして、通商産業大臣は兼職になつております。文教についてのあらゆる努力、それについての責任は私が負つております。

○西郷吉之助君 只今義務教育費の法案につきまして、吉川委員から高瀬文部大臣にいろいろ質疑が出たわけですが。あの当時、私もそれにつきまして文部大臣に質疑をしました。今吉川委員からいろいろな角度から質されましたので、更にそう附加することはありませぬけれども、数点高瀬文部大臣に伺つて置きたいと思ひます。御承知の通り、あのときはああいうふうな御答弁だつたのですが、本日の高瀬文部大臣の御答弁は、賢明なる高瀬文部大臣としてはしるもどろになつております。あの速記録をあとで御覧になるとよく分る。今日の御答弁はまるで右左よた／＼して、今日の御答弁は御自分で賢明な高瀬さんとしてはおかしいと思ふ。今日いろいろ説明を加えられたことは、先般の言われたことは非常に違います。それは文部大臣たるあなたが良くお分りのことと思ふ。あなたが今日話されたことについて一つ一つは私はここで申し上げませんが、あの当時、私が大臣と質疑応答を交わしましたときにも、ああいうふうなことをなさるんでも、あの当時はまだ未提出でありましたから、提出せられるところの、この今日提出されておりますところの平衡交付金の條項におきまして、

て、そういうふうな運営の点において欠くところがあるならば、十分確保できるような詳細な規定を置いたらこの平衡交付金でできるというものを申上げたのです。そのときに文部大臣は、それはできないのだ、そういうことはできないから別個にそういうものが必要であるというものを明らかにあなたに言つておるのです。今日又、あなたの御意見を聞くと、非常に變です。そういうふうなことはなくとも実質上これでできると言つておられる。その通りのことを私が言つたのです。教育費の必要なことは分つておる、だからこれでできるんじゃないか、何で特別の方法を以てするかということをや

申上げたのですが、そのことを、今日はそれと同じことをあなたの方が言つておるんですよ、そういうふうなことは非常に私は無責任だと思ひます。私は殊に今日あなたが言われる中に、関係方面の手続き等がある、そんなことは当然であります。殊に国会で説明されるなら、関係方面の手続きが完了せずとも、大体の見通しを付けて国会に言われるのが僕は当然だと思ふ。それなくして言われることは甚だ輕率の議りを免れないと思ふ。今日あれを言われたのですから、非常にさつき言われた通り教育関係者は非常に期待をいたしておりました、ところが本国会に出す見込みは殆んどないやありま

せんか。そういう点は文部大臣として飽くまでもはつきりして、責任をお付けになる必要があると思ふ。これ以上余り細かいことは御質問しませんが、そういう無責任なことではいかんと思ふのです。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 只今の、

御質問でないようでありますけれども、私が申上げたことについて誤解しておいでになる点があると思ひますから申上げたいと思ひます。あの法律を作りませんでも、ここに教育費の予算を、義務教育費の水準を十分に確保する予算を作るといふことは、これは誰が考えたつてできることではありません。法律がなくなつてできることなんです。けれどもそれを確實にして確保して行かう、法案そのものの表題が示す通り、確保に関する法律であります。自由にして置いたつて義務教育を十分に尊重してやろうという方針が実行されればできることなんですけれども、それを自由にして置かないで、法律で以てこれを確保して行きたい、これが法律なのであります。これがあの法律の目的なのでありますから、その点は少しも私は矛盾しておらんと考えております。

それから第二の点であります、これはさつき吉川委員の御質問に対してお答えした通りでありますから、それ以上お答えする必要はなからうと思ひます。

○濱田實藏君 これは大したことであります。文部大臣が提案を予定しておられる義務教育費確保に関する法律案は、勢い地方自治体に義務付けするものであります、非常な拘束を受ける、そういう法案である。一方ここへ今提案されておられる地方財政平衡交付金法案の第三條の四項には、平衡交付金の使途については、地方自治体の自由裁量に任して何ら干渉しないという考え方があります。同じ政府の提案する法案であつて、一方は非常に地方自治体に拘束を加へ、一方は非

常に自由にする、こういう二つの考え方が、同じ政府内部にあるということに對して私共は變に思ふのであります。が、この点大臣の御見解を伺つて置きたいと思ひます。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) その点につきまして、この場合御説明申上げて置きます。平衡交付金の精神といふものと、義務教育費の確保に関する法律の趣旨といふものと違ひがある、だから平衡交付金法の中に、今度義務教育費の確保に関する法律案のようなものを細かく盛り込むことは非常に法律的に矛盾がある。だから一般的な問題としては平衡交付金法のように自由にするといふことがあれで、併しなが

ら特殊な理由がある、特殊な事情のあるものだけは特別立法によつてこれを別個に扱う、こうすべきであらうと思ひます。だから別個の法律として今問題とされております法律を出そうとしたのでありますから、私はそこに何らの矛盾はないと思ひます。

○竹中七郎君 ちよつと自治庁の次長から御答弁願ひたいと思ひますが、先程文部大臣から、若しも義務教育費確保法案ができないうちは、自治庁並びに各方面において何とかする、少しも差支えないと申されましたが、この問題につきまして、この度地方財政委員会ができたのでございしますが、この地方財政委員会というものは文部大臣が指示し、或いは強制する力があるから、その点につきまして自治庁の次長から一遍伺ひたいと思ひます。

○政府委員(萩田保君) 地方行政委員会に對しましては、本案の中にも書いてございします通り、その権限に属することにつきましては、他から掣肘、干渉を加へることはできません。

○竹中七郎君 然るときにおきまして、只今の文部大臣の御答弁は、ちよつと矛盾があるんじゃないか、ただ文部大臣が努力せられ、その委員会に懇請せられるとか、いろいろなことはできますけれども、自治庁をどうするとか、いろいろな話がありますが、その点の矛盾があると思ひますが、如何でございしましょうか。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 私決して法律的に文部大臣が自治庁を指揮したり、命令するという権限があるといふことを考へてゐるわけではないのであります。併し自治庁が教育予算の問題を処置される場合におきましては、文部省の意見といふものも考慮されるものと私は考へてゐるのであります。その点から考へまして、文部省といひましては、地方教育予算については自治庁にもいろいろ申入れもし、要望もする。こういう意味で申上げたわけでありませぬ。

○竹中七郎君 私はです、この平衡交付金千五十億といふものには、昨年の配付金或いは補助金を混ぜましたのにプラス約八十億、こういう義務教育費は文部大臣がお考へになつてゐるように入つたと思ふ。それを文部大臣が非常に強調されて、如何にも優先的に義務教育費が取つてあるといふことを高言せられまして、そのために我々の自治体の長から、そういうことをして呉れては困るという陳情が出て來ておる。そのために問題がかようにこんがらがつたのでありますから、私はこの際文部大臣ははつきりと、これはその中に入つておるから心配しなくてもよ

いというような御答弁になつた方が私は政治的にはつきり御責任があると思つたのでありますが、この点をあつちこつちに言われますから、どうも我々に納得のいかない点があると、かように考へておりますが、この点につきまして文部大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(高瀬莊太郎君) 御承知のように二十五年年度予算編成の當時、はつきりした平衡交付金制度というものが実施されておらなかつたのでございす。従つて一般会計から出します平衡交付金算定につきましても、今後できる法律に十分に一々準拠して算定されておるとは言えないと思つたのであります。その点で新たにこの平衡交付金法ができまして、そうして地方財政と中央財政との、関係ができる場合とは二十五年年度の平衡交付金算定については違ふ点が相当あつたのだらうと思ひます。二十五年年度の平衡交付金算定の場合同におきましては、今までの法律を大體土台として算定されておるのであります。それで算定されたもので地方財政をやつて行くということになりますから、そこに或るギャップがどうしても生ずるものと言わなければならぬ。私共が標準義務教育費について計算をいたしましたのは、従来地方の教育費の中で義務教育費のために使われておつたそういうものを土台にし、そして教員の俸給につきまして一人当り小学校については五十人について一・五、それから中学については一・八といふふうに考へた單価によつて考へておるのであります。それを今度の平衡交付金等で以て賄ひ得る、こういう考へからできておるのでありますから、

その点御了解を願ひたいと思ひます。○竹中七郎君 然らば文部大臣にお伺ひいたしますが、大體義務教育費として政府からお出しになる額は幾らぐらゐであつて、あのものは地方で大體使つたのは大體このぐらゐだといふ御目算があつたのであります。この点を伺ひます。

○国務大臣(高瀬莊太郎君) 今までのやり方から申しますと、教員の俸給の半額を国庫が補助するということになつておつたわけでありす。今度はそういうふうな教員の半額を補助するとか何とかいうことでなくて、一般的に平衡交付金として交付されるということになつておりますので、今までのようにはつきりと義務教育費の中でどれだけの部分が国庫から補助されるという計算は付かないことになるのであります。今までのような半額補助という意味で以て申しますと、国庫の義務教育費に対する補助は約二百六十億になつておるわけでありす。併し今度の平衡交付金制度によりますと、併し今度の中のどれだけの部分が教育費の補助だということにはなりませんから、今までは全然違つたものになつて来ます。

と両者を入れました額によりまして、いわゆる基準財政需要額というものを算定しております。それにつきましては、まだ今後精密な検討をいたしませんと早急に結論を出すわけには行かないのでございす。大體今考へておる内訳につきましては、昨日お配りいたしてあります資料の中に出ております。

○鈴木直人君 私は義務教育費確保法案というものと平衡交付金法案というものは、これは別個のものだと了解しておつたのです。即ち義務教育費は各府県市町村においては先程御説明がございましたが、少くとも一人について最小限三千二百円平均程度の義務教育費を計上しなければならぬという、府県市長村に対する予算上の計上をする義務を興えたものであつて、差当りはこの平衡交付金から幾ら／＼を支出するといふ内容のものではない。従つてこれは別個の性質のものであるといふふうに了解したのであります。ただこれと関連をしておるものである。この点は第十條であります。いわゆる十一條です。その基準財政需要額というものを府県市町村が政府に出すことになつておる。その基準財政需要額の中において十二條によつて教育費といふものがあるわけでありす。そこには小学校費として小学校の児童数、学級数、及び中学校費として中学校の児童数、学級数、及び高等学校費として高等学校の生徒数、又高等学校費として高等学校の生徒数、及び高等専門学校費として高等専門学校の生徒数といふようなものが、これは市長村におきましてもおるのではありませんが、都道府県についても今のような教育費の基準財政需要額といふものが計上されることになつておるわけでありす。従つて十二條

第一項だけによつては何らの財政的な配分の目安が付かない。併しながら第二項に対するいわゆる測定單位の數値の算定方法については規則で定めるといふことになつておるのであります。従つてこの規則で定める場合にこの小学校の児童数或いは学級数云々とありますが、最小限度の児童数について一人当りその數値を幾らにするといふことが規則で定められることになると思ひます。そこでこの規則で定める場合に義務教育費についての児童数について一人当り幾らに定めるかといふことが、やはりこの義務教育費確保法案と平衡交付金法案との関連があると思ひます。そこで私が質問したいと思ひますのは、これは規則で定めるといふことになりまして、法律で定めるといふことになつておらない。若し義務教育費確保法案が通れば、提出されて仮にこれが法律となつたとした場合においては、恐らくこの第十二條の二項の規則で定めるといふのが、これは義務教育費確保法案で定められるといふことになると思ひます。そこで仮にこの法が通らないといふ場合においてこの基準財政需要額の中の教育費のいわゆる數値といふものですか、單価です、これを規則で定められる場合に、今大臣が言われたように一人当り最小限度三千二百円といふことになつておりますが、それが規則でその通りに定められれば法律がなくても確保できると思ひます。併しながら、若しこの規則で以てそういうことが定められない、或いは三千円であるとか、千五百円になるというようにこの規則で單価が決定されるということになれば、これは基準財政需要額といふものが單

価が下ることになりますから、大臣の言われるようにこれは義務教育費の確保といふことは困難になると思ひます。その点についてこの規則で定められる場合に、果してこの義務教育費確保法案の中にある一人当りの三千二百円といふものが確保できるという確信と見通しを持つておるかどうか、こういうことをお尋ねして見たいと思ひます。

○国務大臣(高瀬莊太郎君) 大體鈴木君が下ることになりますから、大臣の言われるようにこれは義務教育費の確保といふことは困難になると思ひます。その点についてこの規則で定められる場合に、果してこの義務教育費確保法案の中にある一人当りの三千二百円といふものが確保できるという確信と見通しを持つておるかどうか、こういうことをお尋ねして見たいと思ひます。

○国務大臣(高瀬莊太郎君) 大體鈴木君が下ることになりますから、大臣の言われるようにこれは義務教育費の確保といふことは困難になると思ひます。その点についてこの規則で定められる場合に、果してこの義務教育費確保法案の中にある一人当りの三千二百円といふものが確保できるという確信と見通しを持つておるかどうか、こういうことをお尋ねして見たいと思ひます。

委員のおつしやるところが正しいと私は理解いたしております。そうしてただ規則で決めますのは地方財政委員会が決めるのでありまして、文部大臣がそれに關與する権限は法律的に持つておられないのでございます。ですから、その規則で決めます場合に、文部省で考へてゐるような程度において予算を計上され、そして義務教育費の確保を十分やつて貰ふということにつきましては、財政委員会において規則を決める場合にそう決めて頂くより他にならぬのであります。我々として、先程も申しましたように、若し義務教育費確保に關する法律ができなかつたというやうな場合におきまして、できるだけそれがなくても義務教育の水準を低下しないように確保して行く努力をしたというところは、法律で以てそれができなくて規則で、財政委員会が今鈴木委員のおつしやられたやうな点が決められた場合におきまして、文部省として教育行政の立場から財政委員会に対して要望をし、その目的を達して行きたい。こういうことを申上げるわけでありまして、その規則の決定権は財政委員会にあるわけで、文部省にはありません。

○林屋龍次郎君 文部大臣にお尋ねしたいのであります。私共の言わんとするところはすでに吉川、西郷の両委員から申述べられておるから省略をいたしまして、今立法者としておいでになりますあなたの御腹案はどういうことですか、その内容を聞かして頂きたいと思ひます。私共参議院の方といたしまして自治委員会にも出ておるものであります。私共の聞いております範囲におきましては、平

衡交付金並びに地方税を優先的に義務教育費に廻さなければならぬので、当該の大臣とあなたとは非常にいるる御交渉があつたように洩れ承つておるものであります。さういふことを今あなたにお尋ねいたしまして、却つてなんでもありますから、今後の方針はどこにあるのか一応お聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 今我々が考へておる義務教育費確保に關する法律案の趣旨、大體の骨子等は実はこの行政委員会御説明申上げたのであります。委員長からの御要求があつてどういふふうにお話であるのかという説明をしるというお話であつて、ここで御説明申上げておるのです。骨子を申上げますと、義務教育の程度を確保して行くにつきましては、最小限度こういふふうの計算の仕方であつて義務教育費の予算を計上すべきであるというやうなことで、そして計上されました義務教育費の予算というものを天災その他止むを得ざる場合の外は支出すべきでない、つまり土木費その他に於いてこれを流用しないやうに、こういう法律であります。

○林屋龍次郎君 平衡交付金のこの法案に対しては、指図してはならないと仰せられるのと矛盾するのじやないですか。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) それを文部大臣が勝手に指図するやうなことになればこれは大変な問題であります。併しこの平衡交付金法の中で以ていふ標準的な経費の需要額を算定することが書いておるわけですから、この算定については今我々が考へておる義務教育費確保に關する法律に於いて、こういうことにしようというわけである、それは法律で以て決めるやうなものでありますから、議會で以てお考へになつておる決めて頂くわけでありまして、従つて平衡交付金法も法律であり、又それに対して特に義務教育費に關する標準的な算定その他の取扱いについてはやはりこうすべきであると特別の理由があつて法律でこれを決める、こういうことになりまして、そこには矛盾はないだらうと私は考へております。

○林屋龍次郎君 高瀬大臣にさうくばらんにお話を申上げるのですが、最初はやはり地方財政から優先的に義務教育費をお取りになるという方針であつたのじやないのですか。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) その優先的という意味によるわけでありまして、決してさういふわけではありませんで、つまり他に流用しないやうにする、これが主眼なものであります。御承知のやうに非常に義務教育費は膨大な金額になります。それで他に土木費その他で不足の分が生じたやうな場合に、ついでにそれを削られるやうな心配はないわけでもない、義務教育費というものを特に重要視いたしまして、さういふことをしないやうにすることが主眼なもので、その意味では義務教育費に關するだけ非常に優先的な扱いを受けるというところは言えるかも知れませんが、さういふ趣旨で考へておるわけでありまして、

○吉川末次郎君 只今の林屋委員に対する御答弁であります。速記録を見ますと、明らかに林屋委員が言つていらつしやるやうなことを当日

の地方行政委員会において特別法制定の理由として言つておられるのでありまして、その制定の理由の第二にいたしまして、このやうに言つておられるのであります。それから第二には、かやうにして算定された標準的な義務教育費が確保に予算上措置せられて支出されるというところを決めるわけでありまして、さういふことを決めるのであります。それに附加して「この予算上の措置といたしましては、標準的な義務教育費が先ず平衡交付金算定の基準とされて、そして平衡交付金によつてこれが保証される」ということが先ず第一点であります。さういふことを言つておられるのでありますから、全く林屋君が言われておると名じやうな意味において、平衡交付金の中から今の義務教育費というものを優先的に取るといふことを初めから考へられておつたことは明白でありまして、只今答へられておるところの高瀬文部大臣の答弁とは矛盾いたしておるやうなことを私は指摘いたしたいと思ふのであります。さういふ点は高瀬文部大臣の今日の言と先日の言との間におけるところの矛盾につきましては、西郷委員からもういふ／＼それを指摘されたことでもありますから、これ以上私は追求することとは止めますが、最後に先程申したことに關連してあります。高瀬文部大臣は今要するに文相としての、又閣僚としての非常な政治的、道義的責任を負つて国民から、殊に教育界から懷疑の眼を以て見られておられるわけでありまして、でありますから、高瀬文部大臣は私は政治家として、文部大臣としてさうした疑惑を一掃するやうなことをためには、ひとり文部大臣から

通商産業相に横すべりをするやうなことでその鋭鋒を避けるやうなことでなくして、閣僚であるところの地位が文部大臣たる通商産業相たるを問はず自己が国会において必ず提案する、さうして閣議においては確定したといふことまで言われて、これが教育界から多大の期待を以て望まれておつたところの文部大臣としての重要なところの御提案による政策が実行されないで、即ちさういふ法律案をば制定することができないというやうなことが決定したときにおいては、閣僚としての地位を退いてその政治的な、道義的な責任を明白にされるところの意見を持つておられるかどうかといふことをば、再びそれについて御答弁を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(高瀬莊太郎君) 先ず第一の点であります。確かに私は速記録にある通りのお話をしたのであります。その点は少しも矛盾を含んでおると思つておりません。平衡交付金算定の基準になりますものは標準的な各種の地方行政費の中の義務教育費に關する算定が問題となつておるこの法律によつて算定されるわけなんです。ですからそれが土台になりまして、さうして標準的な入との比較で足りない部分が平衡交付金によつて支出されるわけでありまして、少しも矛盾はありません。それから第二の点であります。私がこの法案について政治的責任を負つて閣僚を辞めるべきだ、さういふ御意見であります。私はその点については何らお答へをすべき必要はないと思ひます。

○吉川末次郎君 必要がないというこ

とはどういうことを意味しているんですか。必要はないということとは如何なることを意味しているんですか。

○国務大臣(高瀬莊太郎君) 辞任するとかしないとかいうことをここで申上げる必要はない、こういうことであります。

○吉川末次郎君 そんなことはないでしょう。

○委員長(岡本愛祐君) それではこれで休憩をいたします。午後は二時から再開いたします。

午後零時五十五分休憩

午後三時二十九分開会

○委員長(岡本愛祐君) それでは只今まで地方税法案の第三章市町村の普通税のうち、市町村民税の通則を審議をいたしまして二百九十二條乃至二百九十七條まで済みました、次に二百九十八條に移ります。奥野財政課長

○政府委員(奥野誠亮君) 市町村普通税に関する市町村民税以下これは他の税目にありました規定と全く同一でございますので、三百二條まで説明は遠慮して頂いた方がよいと思います。

○委員長(岡本愛祐君) これは今まであつたのと同じですね。

○政府委員(奥野誠亮君) そうです。

○委員長(岡本愛祐君) それでは二百九十八條乃至……

○三木治朗君 この條項でお聞きしたいことがあるのですが、二百九十九條の市町村民税に係る検査拒否等に関する罪というのであるんですが、これは前も住民税にやはりこの法文があつたわけですが、この中にですね、第一項の三に前條の規定による徴税吏員の質

問に對し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者は一年以下の懲役、又は二十万円以下の罰金に処する、相当ひどい刑が課せられておるわけですが、いろいろな犯罪を犯して裁判なんかにかける場合、黙秘権というものがあつたので、憲法で認められて、そのうして裁判をやる場合に、自分が不利だと思ふことは言わなくてもよろしいということ、裁判官が宣告するわけですね。だから自分が黙つたら不利だと思つたら言わなくても罪にも何にもならない、裁判の方で……ところがこれは罪人でもなんでもないもので、徴税吏員の質問に答へなかつたというところで一年以下の懲役或いは二十万円以下の罰金というのは非常にこれは當を得ないと思ふんですが、こういう点はどうかですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今の御質問の点はいろいろ議論のある点でありますけれども、從來政府の見解にも、或いは又現在の何といひますか、一般の考え方といひましては、憲法で認められておる黙秘権というのは刑事事件についてのみ問題であつて、行政事件についてはそれは認められておるものではない、と言ひますのは、刑事事件につきましては或いはその発言の結果によりまして刑罰に問われる、併しなからかういふ行政上の手続の問題につきましては、喋つたからと言ひまして、刑罰に問われるものではないし、又国民といひましては或る程度の所得があれば、当然所得税を納付いたしました、納税の義務を果して行くことはこれは当然であると思はれるわけでありまして、そういうふうな国民の当然の義務を遂行いたしますために、必

要ないろ／＼な手続につきまして否認したといふような場合には、やはりこれは質問に對して答へさせる行政権を認めて行つても差支えないのじやないかというふうな考え方にとつておるわけでありまして。

○米倉龍也君 この二百九十八條以下このことはこれは国税の徴税官吏等に対しては大変この企業方面では心配をしておる点であります。今まで国税官吏に会社などが応接をするのに非常に時をとり、随分面倒なことを言われ、そのの応接に相当心配をしておつたこととあります。又府県税の徴税吏員なり、市町村税の徴税吏員なりというふうな各方面から徴税吏員との折衝、徴税吏員の質の点について非常に心配をしておる向きがあるのではありませんか。やういふ心配を私共は聞くんではあります、国税の方は徴税官吏の素質向上のために相当国税庁なり、大蔵省がいろいろの施策を講じられて今日までいたらしいのでありますけれども、府県税或いは市町村税の場合この徴税吏員というものが今の素質なり、今の人で以てかういふやうな非常な権利を與えて、そうしてやられることが起りませんか。この市町村の市町村民税でなくて、固定資産税などの場合などでは随分いかたがわしいことと現在のこの吏員の程度では起るんではないかというやうな危険もあるんです。かういふやうな今の徴税吏員の程度では随分厄介なことが起るといふやうな心配のある際に、自治庁などではかういふ吏員の素質向上とか、或いは吏員の非常に責任の重いというやう

なことを十分その教育をするという、それらの素質を向上するというやうなことに對して何か特別な御措置をお考えになつておるでしょうか。私共どうも直ぐにかういふやうな面倒なことを今の吏員にやれと言つても随分厄介なことが起りませんかと思ひます。かういふ点の御見解はどんなものでしょう。

○政府委員(奥野誠亮君) 御尤もな御心配でございますが、ただ国税の場合でございます、国税の側からこれを十分批判して撃つ方法といたしましては、国会に對して糾明して頂くというより制度的にはないと思ふのでございまして、地方団体の徴税吏員の場合同様にございまして、更に、市町村の徴税吏員につきましては市町村議會が、都道府県徴税吏員の行動につきましては都道府県議會がこれを十分批判し、非違を糾明して行くことができると思ひますので、その点或る程度より民主的な運営が地方団体の徴税吏員に對して取り得るのじやないかと思ふのであります。從來地方税は国によつておつたわけでございますが、今回の改正によりまして、地方団体が地方税の課税につきましては賦課から徴税の手続の最後まで全責任を負わなければならぬわけでございます。殊に国民の負担が可なり重い際である関係もございまして、現在府県や市町村の議會におきまして議論の大半はこの地方税の問題に集中されておるようでございます、それだけに近來府県知事や市町村長等におきましても如何に徴税吏員を教養し、地方税の徴税を円滑ならしむるかに非常に苦心を拂つておる

やうであります。政府におきましても、そういう点に鑑みまして、東京に財務講習所というものを設けております。ここで幹部級の者を教養いたしまして、そして更に府県市町村においてそれ／＼別途教養計算を立てて貰う。又現在或る府県におきまして、すでに市町村の徴税吏員の養成につきましてもいろいろ考へておるようでございます、若干の府県におきましては養成所の設立を計画として進めておるようでございます。漸次改善されて行くことが可能であるというふうな期待いたしておるわけでございます。

○吉川末次郎君 この税法案の刑罰規定に關しましては、先般若木君から法務委員会との連合委員會の開會を要求されたのであります、私はその節その必要なしというやうな発言をいたしましたのであります。併しながら段々逐條審議をいたして参りますという、若木君が言いましたやうに、処罰規定が非常に沢山ありまして、又それに対するところの刑罰も相當に峻厳を極めておると思はれるのであります、これは相當重大な問題であると思ふのであります。併しながら法務委員会との合同委員會を開きましたところで、我々のためには大して参考に或いはならないのじやないかと思つております、幸い国会にはそういうことにつきましての我々に意見を開陳すべき權威的な専門家が用意してあるのでありますから、それを招致いたしまして、この税法案に對するところの刑罰規定全般に對する意見を一つ聞くようにいたしたいと思ひます。例えば国会図書館の専門員でありますところの牧野英一博士のごとき刑法及び刑事訴訟法の大

家があるんでありますから、次の委員会におきまして、委員長から牧野英一博士にこれについての意見を我々が聞くことができるように一つして頂いたらどうかと思いますが、如何でしょうか。

○委員長(岡本愛祐君) 吉川委員からの御発言でございますが、外の委員の方々如何にいたしようにか、御意見を聞かせ願いたいと存じます。

○三木治朗君 賛成します。

○委員長(岡本愛祐君) それでは明日又は明後日牧野博士を招致しまして、参考人として意見を聞くことにいたしたいと思ひます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) それでは早速連絡をいたします。

それでは二百九十八條乃至三百二條御質問ございませんか。——次に移ります。第二款申告義務、これもこれまでと同様のところは省略いたしました、違つてるところだけを説明して下さい。

○政府委員(奥野誠亮君) 市町村民税の賦課期日は六月一日でありますので、六月一日に住所を持つておりました市町村へ市町村税の納税義務者は六月十日までに條例の定めるところによりまして、所得金額等を申告しなければならぬということを義務付けておるわけでありませう。

○委員長(岡本愛祐君) 三百三條御質問ございませんか。——三百四條。

○政府委員(奥野誠亮君) 三百四條は、市町村民税の課税標準にいたしましたので、その所得税額が変更した場合は、合には、変わったところを知らなければ

なりませんので、所得税につきまして更正又は決定が税務当局において行われた場合には、納税義務者からそれらの事項を市町村長にその通知を受けました日から十日以内に申告しなければならぬという義務を課しておるわけでありませう。

○委員長(岡本愛祐君) 三百四條御質問ございませんか。——三百五條。

○政府委員(奥野誠亮君) 三百五條、三百六條は従前の規定と変更ございません。

○委員長(岡本愛祐君) 三百五條、三百六條省略することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(岡本愛祐君) じゃ三百七條。

○政府委員(奥野誠亮君) 三百七條は給與所得につきまして、その人の所得額を調べる一つの方法といたしまして、源泉徴収している人達から、毎年本人とそれから税務署の方へ渡されるところの源泉徴収票というものを市町村にも提出させるようにいたしておるわけでございます。源泉徴収票によりまして、給與所得を受けた人の住所氏名、それから給與所得額、それから所得税額、こういうものが記載されているわけでございますので、それを見ますと、市町村としましては市町村民税の課税の基準にすることができわけでありませう。併しながらこれは会社等所在地の市町村役場へ提出することにしたしておりますので、よその市町村から通つて来ている者の部分は、それだけの住所地の市町村の方へ送つてやらなければならぬというふうな義務を受つた市町村に課するようにい

たしております。その課する義務は三百十條に規定いたしておりますので、関連いたしますから併せて申上げて置きます。

○委員長(岡本愛祐君) よろしくございませう。

○政府委員(奥野誠亮君) 三百八條は提出期限は年度におきましては税務署へ提出する時期と同じでありますから、確か一月の二十日であつたかと思ひます。併しながら本年はもうすでにその時期を過ぎておりますので、別に委員会規則でこの法案の確定と脱合せまして適当な時期を定めたいというふうに考へております。この「四月三十日まで」と書いてありますのは、先般提出いたしました修正案で、これらの時期は委員会規則で別に定めることができるというふうにいたしておりましたので、その規則の修正をいたしたいと思つております。三百九條は、これは提出義務違反に関する罪であります。

○委員長(岡本愛祐君) 三百十條に違反した場合は罰則はないのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 三百十條は市町村長の送付義務でありますから、別段そういう罰則規定はございません。

○鈴木直人君 これは所得税法で決まつていと思ひますが、三百七條の「作成する義務がある者」というのはどういふうな……具体的にどういふものですか、指定するのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) これは今お話のように所得税法で決まつていわけでありませうが、会社等につきましては、俸給等を支拂う者でございます。要するに会社自身がその義務を負つて

いるわけでありませう。法人たる会社自身がその義務を負つていわけでございます。

「委員長退席、理事堀末治君委員長席に着く」

○鈴木直人君 三百九條第二項というのは、本人以外に会社の社長なら社長を罰するということですか。

○政府委員(奥野誠亮君) これは法人の義務として提出の義務があるわけでありませうけれども、その行為を担当する者がそのことをいたしません場合は、それにも罰則を課することができるといふことにいたしまして、この義務の履行をこういう点に保証を求めているわけでありませう。

○理事(堀末治君) それじゃ三百十條、御質問ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○理事(堀末治君) 続いて第三款。

○政府委員(奥野誠亮君) 三百十一條は均等割額によつて課する市町村民税の税率を定めているわけでございますが、その枠の中の方が個人に関する部分、下の部分の方が法人に関する部分でありまして、大体個人の標準税率の三倍を法人についての標準に規定いたしているわけでありませう。二項の方は制限税率をそれによつて付けて規定いたしておりますので、法人の制限税率は個人の四倍の額を付けております。

○三木治朗君 この「五十万以上の市」と三つに分類されておりますが、これはどういふ理由によつて三つに分けたのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 例えば町村あたりでありますと、それ程町村として施設をすべきものがないけれども、

市になつて参りますと、例えば人口が密集しておりますので、衛生上特別な措置を講じなければならぬ、或いは道路でありまして車輛等が頻繁に通りますので、これを更に整備して行かなければならぬ、こういうふうな問題が沢山あるわけでございます。言い換へれば人口が密集して参りまして、都市的形体を整えて参りますれば参ります程、都市としての施設が大きくなり、又住民が都市の施設から受ける利益も多いというふうなことから均等に参りまして差違を設けておるわけでありませう。

○三木治朗君 都市に密集していれば、率は同じであつたとしても狭い面積で相当税額が上つて来るし、小さい市町村では人が少ないのだから非常に税額が少いわけなんです、やはり数でこなすといひますか、大都市になれば面積は狭いのですから、施設についても相当なことが同率であつてもできる、こういうことになるのじゃないのですか。小さい村辺りでは面積が非常に広い、道路もよくないけれども、道路の長さは大都市よりは長いかも知れな

い。それで、やはりそういうところのものに少い額にすれば、余計道路も何もできんという結果になるんじゃないかと思ひますが、そこは如何ですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 非常に顯著な例を申上げて見ますと、市町村は、警察に要する費用を負担しておるわけでありませうけれども、人口の密集しております都市におきましては、やはり事件も多い関係上、町村でありますといふ八百人、八百人に一人の警察官を置いておる、ところが普通の市になりますと、これが五百人に一人置くようにな

つております。或いは又消防施設の問
題を考へて行きますと、町村辺りでは
大体消防団で事が足りるわけでありま
すけれども、都市になつて参りますと、
火災の危険も非常に大きいわけであり
ますので、常置の消防吏員というもの
を相当数置いて参りませんと、危険を
完全に防止できないというようになる
わけであります。又町村であります
と、伝染病患者の発生することが割合
少ないのでありますけれども、都市で
ありますと、或いは衛生上の薬品の撒
布でありますとか、或いはいろいろな
予防措置をとりませんと、伝染病患者
も町村に比べて余計発生しておる
という、いろいろの面におきまして、
都市の方が財政支出が多いようであり
ますし、又それだけに住民としてしま
し、いろいろと都市の施設から利益を
受けているということは言えるじやな
いかと考へております。

○理事(堀末治君) 他に第三百十一條
御質問ございせんか。なければ次
に。

○政府委員(奥野誠亮君) 均等割額に
よつて課せられる市町村民税の税率の
軽減を行います場合をここに掲げてお
るわけでありまして、所得税法の規定
によりまして、控除をして申告書を提
出すべきもの、扶養親族がありますた
めに、扶養親族控除をして申告書を提
出すべきもの、或いは又その扶養親族
につきましても、均等割が課せられる
場合につきましても、その扶養親族に
つきまして、或いは又第三号のような
場合でありますと、いわゆる専従者で
ありますけれども、農業をおかみさん
がやつておつて、その子供が共同で働
いておるけれども、別段他から所得を

貰つておるわけではないので、所得税
法の規定では所得がないと見なされ
る、或いは四号の規定でありますと、
先程問題になりましたように、法人等
が同じ市町村内に二つ以上の事務所又
は営業所を持つておるときに、二つと
勘定はするけれども、二つを越えま
す部分については軽減をするということ
ができるというふうにして緩和を図つ
ておるわけであります。

○三木治朗君 そうすると、同じ市町
村内に、さつきも話が出た駅のような
ものが幾つもある場合でも、二つだけ
拂えばいいのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 免除してお
るわけではないので、軽減することが
できるというわけでありまして、
どのようにするかは市町村の任意であ
りまして、大体の考え方としては、ま
しては、二つ目には四分の一を軽減す
る、三つ目は更に四分の一を軽減する、最
後には四分の三を軽減する、後は四分
の一程度ずつ納めて貰うということが
一つの例として考へられるのじやなか
らうかと考へております。

す。そういうものに対しては均等割は
軽減するようにしたいと考へておりま
す。

○吉川末次郎君 第三百十二條と第三
百十一條は……それとも関連性がある
のであります。……と、均等割がこ
れで二倍半くらいに増額されるわけ
であります。……過日、高知県の一農村を
視察に参つたときに、村役場でしたか、
町役場の町長及び助役等から非常に話
があつたのであります。その居住民の
非常に多数の者が漁民であつて、半
分以上が漁民部落というふうな所なので
あります。……そこでは現在の百五十
円の均等割を百五十円だけしか納めて
いないものが非常に多い。それでも非
常に納税しにくい状態にあるときに、こ
うに増額されて来ると、大変困つて
町役場は住民税がとりにくいと云つて
おりました。……そういうことはひと
り町村のみならず、必ず全体的に來るん
じやないかと思ふのですが、それを救
済する第三百十二條の規定がありま
すが、併しこれに該当しないので、實際
上独立の生計を形式上は営んでおる者
で均等割増の額は大変な負担になると
思ふのですが、それについての政府の
考へを一つ承りたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 均等割が可
なり増額になりますので、この運営に
つきましては、各市町村当局といたし
まして、住民に協力を求めるべく努力
して貰ふなければならぬと思ひいま
す。ただ、今吉川さんのおつしやいま
した漁村の例でありますけれども、現
在均等割といたしましては、大体県民
税も併せまして三百円くらいは負担し
ているんじゃないかというふうに思
うわけであります。と言ひますのは、兩

者を併せまして千四百五十円、その二
割といたしまして、三百円見当を納付
しておるというふうに思ふわけござ
います。三百円から四百円まで可なり
増額になるわけでありまして、やはり今
度の税制の建前が直接税を中心と考え
て参つておるものと、自治意識
の高揚ということも一つ狙つておりま
すので、先づこの程度は止むを得ない
じやないかと思つておるのでございま
す。併しながら、若しも御指摘になり
ましたような非常に困窮しておる人達
につきましては、減免規定というものを
適切に働かして、過酷のことのな
いように市町村としても努力すべきも
のだからと考へております。

○米倉龍也君 そうすると、今のお話
で市町村の條例が何かで、ここに書い
てある該当以外にある場合には、そう
いう特例を設けることができるのです
か。

○政府委員(奥野誠亮君) 原則として
これは均等割でありますので、一律に
しなければならぬと思ひます。併し
ながら非常に生活に困つておる、そう
かと言ひまして生活保護法の規定には
該当しないので納税の義務は負つてい
る、併し生活保護法の規定の適用を受
けてないからといって、市町村として
もその人を放りばなしにして置くわけ
には行かないので、或る種の社会事業
団体というものを作りまして、そこか
ら特別の給與を行うというふうな場合
もあるわけございまして、そういう
ものを受けている人については、均等
割額を半減するというような條例を作
ることは別に差支へはないじやないか
というふうに考へております。

妻という言葉がありますが、どこが違
うのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 配偶者の場
合は男も含めておるつもりでございま
す。

○鈴木直人君 そうですか。

○委員長(岡本愛祐君) 第三百十二條、
御質問ありませんか。次に移ります、
第三百十三條……

○政府委員(奥野誠亮君) 第三百十三條
は、所得税額を課税標準として課する
市町村民税の標準税率でございませ
ん。この種類は三つあるわけございま
して、三つにつきまして、それ〴〵税率
を一項、二項、三項に分けて掲げて
おるわけございませぬ。所得税額を課税
標準として課する市町村民税の標準税
率は百分の十八でありまして、制限税
率として百分の二十としております。

二項は課税総所得金額を課税標準とし
て課する市町村民税の標準税率は定め
ないで、百分の十の制限税率を定めて
いるだけでございます。従ひましてこ
れを適用いたします場合にはむしろ累
進税率を使う方が適當ではないかとい
うふうに考へるわけでありませぬ。け
れども、累進税率を使わなければなら
ないか、或いは通増税率でよろしいか
ということは市町村に委ねておるので
あります。三項は課税総所得金額から所
得税額を控除した金額を課税標準とし
て課する市町村民税の税率につきま
して、やはり百分の二十の制限税率だ
けを定めておるだけでありまして、こ
れにつきましても二項と同じような問題
がございませぬ。

○委員長(岡本愛祐君) 御質問ござい
せんか。

○三木治朗君 この課税総所得金額と

○三木治朗君 この課税総所得金額と

いうのは、つまり所得した金額の百分の十までとれるということになるのである。

○政府委員(奥野誠亮君) 課税総所得金額といふ場合には、基礎控除等をいたしたあとに所得を言つておられますので、必ずしも所得全部が対象になるわけじゃないですね。

○三木治朗君 この税率は、相当これは高いものになると思うのですが、大抵年に二十万円以上ですか、五割ですかね、かかつておるわけですね、そうすると二十万円とつておる人は、約基礎控除や何かがありますけれども、十万円ぐらい税金を拂つておるわけですね。そうすると、その十万円の最初で行くという一万八千円とられる、十万円納めていた者は一万八千円とられるということになるわけですね、これは相当な額になると思うのですがね。

○政府委員(奥野誠亮君) 第一項の方法によるか、二項の方法によるか、三項の方法によるかによりまして、もとより税負担は異つて参ります。通常の場合には大抵制限税率だけで比較いたして参りますと、均衡が先ず得られておるのじゃないかというふうに思つておるわけでございますけれども、その人の所得が低いのか高いかということによつて相当の差違が生じて参ります。従いまして先程申しましたように、二項を使います場合にはもとより累進税率を適用とする、所得の高い人につきましては高い税率を使ひますし、低い人につきましては、それと相当した下廻つたところで率を考へてやらなければならぬということに考へております。大抵のところでは、我々の見当で

はこの制限税率は均衡は得られていて、併しもとより今申しますように、低いところにつきましては率を下げなければならぬと思ひます。

○三木治朗君 ところが資料によつて出てくるもので見ますと、俸給生活者で以て六万円の所得の人は、これは表が間違つておるようですが、所得税と地方税、住民税等を合すると税額が値えるのですね、六万円なんという低いところの人は二百八十五円余計納めなければならぬことになる。それから十二万円の人は三千七百円だけ減つて行くことになっておるようですが、低い方が高くなつておるというのはいささかわけですか。表では減つたことになつておる、これは値えいるのです。

○政府委員(奥野誠亮君) 今の御質問の箇所は……

○三木治朗君 所得税、住民税等負担調、業態別所得税、住民税の負担比較調……

○政府委員(奥野誠亮君) 六万円の方ですか。

○三木治朗君 六万円の方。

○政府委員(奥野誠亮君) それのどれとどれの比較ですか。

○三木治朗君 これは所得税が千三百円押えておつたのです。

○政府委員(奥野誠亮君) これは千三百円軽減されるか、こういう趣旨ですか。

○三木治朗君 いや、結果がそれで住民税の方で千五百八十五円値えるのです。三百八十五円が千九百七十円になる、千三百円減つて千五百八十五円値えるのだから丁度二百八十五円余計納めるということになる。

○政府委員(奥野誠亮君) これは独身者で扶養控除が今度上げられておるのに、その適用を受けないために所得税の額というものが軽減されない、而も亦東京都の例によつておるから、新しい市町村住民税におきましては均等割りを八百円の数字を使つておる、こういうふうな一番悪い例を使つてこれが挙げられておる、こういうものにおいては若干増額になるという結果になるのであります。

○三木治朗君 それは大体独身者であるし特殊の事情ということも分るのでありますが、要するにこの均等割り、所得割りで課かつて来るこの合せた額というものは相当な額になつて、果してその負担能力がありやなしやということも非常に気遣われるわけですが、この表で何すると、大したことでないように見えるけれども、実際問題としてこの国民に與えるショックは非常に大きいのです。がね、実際問題としてこの表よりも額は上廻るのじゃないかということを感じに言つておる人があるわけですが、その場合にそういう想像ができるに拘わらず実際今度は徴収して見るといふことになる、なか／＼これが徴税不可能になる部分が沢山にあるのじゃないかというところが考へられるのであります。従つてこの税の建方というもののが非常に何といふか、進歩的な税だと言つておるが、実際において国民の不滿を非常に買つていて、実績は一向望まらぬという結果になるのじゃないかというところを考へられるのですが、そういう点はどう考へになつておりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今度の税制につきまして、いろいろ批判のある点も承知いたしておりますし、又今御指

摘になりましたような点も十分考へられるわけでありまして。ただ問題は、この地方税だけをめぐつて税制改正全体の批判をされるということとは適當ではないやなからうかというふうな考へておられますが、我々一番最後に増税になる地方税法案だけが国会の審議に残つてしまつたということを非常に遺憾に考へておるのであります。例えば同じ地方税でありまして、二月の改正におきまして、不動産取得税の廃止、入場税の軽減、自動車その他のいろいろな取得税の廃止、こういうものも実は行なつておつたわけでありまして。これもこの地方税法の改正と関連しておる又国税の方において行われた所得税の改正、これも又これに関連しておるのであつて、所得税の改正につきましては、所得税の税源の一部を市町村民に委譲したことがこれは本當の姿だろふと思つておられます。それが所得税の軽減だけが先に済んでしまつておられますので、どうも増税になる部分だけがあとに残つて来まして、一層その批判が必ずしも正しく行われていないやなからうかという気持を持つておるのでありまして、やはり全体を通じて批判して頂けると、この持つておる意義といふものも分つて頂けるのではないかと、こういうふうな考へております。もとより均等割の高くなりまして分については道義の昂揚というやうな面からよく努力して行かなければならぬと思つておられますし、又地方行政のあり方につきまして十分住民に納得して貰ふ努力も拂わなければならぬといふように考へております。

○委員長(岡本榮祐君) 三百十三條御質問ございせんか。それでは三百

十四條。

○政府委員(奥野誠亮君) 昭和二十五年度分の市町村住民税の課税標準の特例を規定したておるわけでありまして。昭和二十五年度分は昭和二十四年の所得税額等を基礎にして所得税額をいたします以上、ここにいろいろ規定しております。所得税法に關し規定は改正後の所得税法によつておりますので、それらにつきましては従前の所得税法によりまして。従つて読み替へが必要でありますので、そういう意味で規定の整備を図つたのでありまして、内容については別段変りはないと思ひます。

○委員長(岡本榮祐君) 御質問ございせんか。次に三百十五條に移ります。

○政府委員(奥野誠亮君) 三百十五條は「市町村は、左の各号に掲げる場合においては、市町村住民税の納税義務者の所得を所得税法に規定する所得及び所得税額の計算の方法に従ひ自ら計算し、その計算したところに基づいて所得税額等を算定して市町村住民税を課することが出来る」といたしておるわけでありまして。これは国の決めた所得税額が所得割の基礎になるわけでありまして、その所得税額といふものが所得税法の規定を正確に適用して課されておるという場合に、それが市町村として分つておるに、不正確な所得税額等をそのまま課税標準に使ひますことは住民の負担の均衡について責任を持ち得るゆゑんではございせんので、そういう場合には市町村は独自の計算をいたしまして、その計算に基づいて所得割を算定すべきである、従いまして所得割の部分につきま

しては税務署が決定したのだから責任は税務署にあるのだという事は市町村としては言えないわけでありまして、飽くまで税務署の決定した課税であるけれども、市町村もその所得額の決定につきましては協力的な態度をとらなければなりませんし、若しそれが不均衡でありますれば、独自の計算をしてそれで課すべき義務を負うというような建前にいたしておるわけでありまして、

○委員長(岡本愛祐君) 三百十六條。
○政府委員(奥野誠亮君) 三百十六條は今のような場合だけではなしに、今度は個々の納税義務者についてのみならず、税務署の管轄区域全般について税務署の決定が適當ではないという場合にはその税務署の管轄区域内の全部の所得税額につきまして、市町村が独自の計算をしてそれを所得割の基礎に用いることができるということにいたしておるわけでありまして、この場合には言換えれば税務署の行為全体を否認するということな場合でありますので、その間相互に摩擦等の生じないよう特に地方財政委員会の許可を得なければならぬというように限定をいたしておるわけでありまして、

○委員長退席、理事堀末治君委員長席に著く。
○理事(堀末治君) 三百十六條御質問ございませうか。御質問なければ三百十七條。
○政府委員(奥野誠亮君) 三百十五條、三百十六條によりまして、市町村が所得の計算をいたします場合、これは税務署の計算と違つておるわけでありまして、税務署長に通知いたしまして、税務署長も又どちらが正しいか

よく検討する機会を得るようにいたしたいというふうに考えておるわけでありまして、

○理事(堀末治君) 三百十七條、御質問ございませうか。なければ三百十八條。
○政府委員(奥野誠亮君) 三百十八條は、市町村民税の賦課期日を六月一日といたしておるのであります。更に三百十九條は納期を決定しておるのであります、この納期は当該市町村の状態によりまして、適宜條例で特例を定めることができることになっております。

○理事(堀末治君) 御質問ございませうか。
○鈴木直人君 農村等においては大体一年に一回米が穫れるというふうな時、そういうふうな一時的に収入があったような場合に納めてしまつて、後は納めないというふうな方法が取ることができ。こういうことになります。

○政府委員(奥野誠亮君) 今お話になりましたように、地域によりましては、所得税の納期につきましても特例を設けておるようであります。御指摘のような方法によることはもとより差支ない、むしろ適当な方法であるという場合が多いと思ひます。

○理事(堀末治君) 他に御質問ございませうければ、三百二十條。
○政府委員(奥野誠亮君) 市町村民税の徴収につきましては、普通徴収の方法によらなければならぬということにいたしております。個々の納税義務者につきましては徴税令書を交付する方法によるわけでございます。

○理事(堀末治君) 御質問ございませうか。なければ三百二十一條。
○政府委員(奥野誠亮君) 市町村民税を納期前に納付しようとする場合、やはり市町村にいたしましてはそれを受取るようにした方がよいという考えでございます。又或る場合にはそれを奨励する方が適當である場合もございますので、二項の規定によりまして、そういうものに對しましては一定の報奨金を納税者に交付することができるよう規定を設けたわけでありまして、

○鈴木直人君 先程私が申し上げたことは、やはり納期は七月、九月、十二月、二月というふうにして、三百二十二條による方法によるのがむしろ効果的であるような気がしますが、いかがですか。
○政府委員(奥野誠亮君) ちよつとお話を聞き違つたかも知れませんが、納期は三百十九條によつて本則的には決つておるのですが、ただ個々の人達について特殊の事情から納期に納められないような場合には三百二十二條の規定によりまして、納期の延長をすればいいというふうな考えております。ただ一般的な住民の状況であります、それはやはり三百十九條の納期そのものを、その団体の條例で変えて行けばいいだらうと思ひます。

○鈴木直人君 農村等においては年に一回多額の金が入るのであつて、二月、三月には殆んど金がなくて非常に困るというのが現在の情勢なのです。ですから納期は三百十九條によつて決めて置いても、むしろ三百二十一條、三百二十二條というものを活用した方がよいのではないかと、事前に納めてしまふ。そういう場合は三百二十一條二項によつて報奨金を貰えるわけですが、

納期は遅くにして置いて、そして早く納めて貰ふことによつて報奨金を貰う。こういう方法がむしろいいのではないかと、いうふうな考えておるのであります。

○政府委員(奥野誠亮君) それは一つの方法だらうと思ひます。
○西郷吉之助君 三項のところをちよつと説明をお願いいたします。

○政府委員(奥野誠亮君) 報奨金を余りに多額にいたしておりますと、税收入を失ふという問題にもなりますので、或る程度の制限を設けて置きたいということにいたしまして、納期前に納付した税額の千分の五に、納期前に係る月数を乗じて得た額をこえることができないというふうなことにいたしておるのであります。従ひまして、十二月に納める税金を四月に納めたことになり、八箇月だけ早く納めたことになり、その税額の千分の五に八を乗じた額を報奨金として與えることができるということにいたしましたわけでありまして、

○理事(堀末治君) 御質問がなければ、次の説明をお願いします。
○政府委員(奥野誠亮君) 三百二十二條以下は他の税目にあります規定と同じでございます。三百二十五條を説明させていただきます。市町村長が市町村民税の賦課徴収について、政府に對し、所得税の納税義務者が政府に提出した申告書又は政府がした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する吏員に閲覧させ、又は記録させるものとす。といたしております。としまして、税務署等が申告納税に關しまする書類や更正決定に關しまする書類を市町村にも閲覧させ、そして市町村が正確な所得割の基礎を把握することが容易にできるようにいたしたいと考へておるわけでありまして、

○三木治朗君 今この前の規定と同じだといふので飛ばしたのだが、三百二十四條に又罰金のことが出ておりますが、これは非常に重いのでありまして、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金、これは前からこういうのが決つておつたのです。

○政府委員(奥野誠亮君) 従前の規定は三年以下、五倍の罰金であります。その五倍といふものだけを百万円以下に直したわけでありまして、むしろ軽減する趣旨で百万円という限度を設けたわけでありまして、従ひまして、百万円を超えるような脱税をいたしております場合は、第二項の「その免かれた税額に相當する額以下の額とすることができ。」というふうなことにいたしておるのであります。五倍ではありませんで、一倍といふことにいたしておるわけでありまして、税目によりまして百万円といたしたり、或いは二十万円といたしたりして、ただ脱税額の限度と脱み合せまして、この金額を定めておるのであります。

○三木治朗君 この市町村民税なんといふのは極く小さな税だといふ工合に、我々所得税などから思へば非常に軽度なものだと考へておりますが、所得税などの場合の法規は見えておるが、どのくらいの罰金刑が出ておるのですか。
○政府委員(奥野誠亮君) 所得税におきましては百万円になつております。問題によりましては低い罰則を規定し

ておるものもございしますが、三年以下
百万円以下というのが所得税の六十九
條の三に掲げてございします。罰則は可
なり複雑になつておるようございま
す。

○三木治朗君 大体国の場合も市町村
民税の場合も同じような罰則がある
ということなんですね。

○政府委員(奥野誠亮君) 大体にお
いて同じであります。大体率が高いから
下げていいじやないかということも考
えられますが、所得税額の非常に重い
人もあることを考えまして、この程度
でどうかと思つてあります。

○三木治朗君 いずれ図書館の専門調
査員から報告を聞きますから……

○鈴木直人君 三百二十五條は非常に
いい規定だと私は思いますが、ここで
政府というものはどの程度のものを指す
のか、税務署長も政府に入るのか、或
いはどれとどれが政府になるのか、そ
の点をお聞きしたいと思つてあります。

○政府委員(奥野誠亮君) 實際閱覽を
求めます場合は主として税務署でござ
います。併しながら国税局で大きな部
分を扱つておるものもありますので、国
税局で閱覽を求めなければならぬ場合
もありまして、特に税務署長とい
たしませんが、特に政府といたしたた
けであります。

○理事(堀末治君) 奥野政府委員にち
よつとお尋ねいたしますが、この前にも
こういう規定があつたでしようね。

○政府委員(奥野誠亮君) 新しい規
定であります。

○鈴木直人君 これは附価価値税とか
或いは他の固定資産税とかこういうも
のにもあります。

○政府委員(奥野誠亮君) 市町村民税

について特に設けております。

○鈴木直人君 市町村民税だけであり
ますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 固定資産税
につきましては、資産再評価法によつ
て申告いたしましたもの、これを特に
税務署の方に個人から二通出させまし
て、税務署の方で一通は本署と相違な
いかどうかというのを確認して、そ
の印しをつけて市町村の方に送付する
というような協力義務を課するように
いたしております。

○理事(堀末治君) これは今度この法
律が新しくできるならばともかくだ
けれども、今まで税務署は見せたがら
ないですね。これは何遍も主税局回り
でその通牒は必ず出してあるから見せ
なければならぬと言つておるけれど
も、今までは税務署はこういうものに
対して見せない、協力をしない、今度
はこういうふうにはつきり法律で決ま
ればとにかくだけれども、心配ないで
すね。

○鈴木直人君 これに対する罰金はあ
りますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 政府の責任
になりましたので、法律で義務付けれ
ば先ず大丈夫であるという考えの下に
罰則は設けてございせん。強いて罰
則と申しますれば、官吏の服務規律違
反に問われるという公務員の問題にな
るだらうと思つてあります。

○理事(堀末治君) 次。

○政府委員(奥野誠亮君) 三百二十六
條は市町村民税の賦課額の変更又は決
定及びこれに係る延滞金の徴収であ
ります。今の書類の閱覽等の結果、
税額の更正を必要と認めました場合に
は、直ちに不足税額を徴収しなければ

ならないことになつております。共
に、それらの不足税額につきましては
一定の延滞金を加算して徴収する旨の
規定をいたしております。延滞金の減
免は他の税目にありました方針と全く
同じでございします。それから三百二十
七條の延滞金、三百二十八條の賦課の
救済、それから第五款の督促及び滞納
処分、これは皆他の税目にあります規
定と全く同一でございします。第六款の
犯則取締も同様でございします。

○理事(堀末治君) 如何でございま
すか。これはこのまま飛ばして御異議あ
りませんか。

○吉川末次郎君 本日はこれで閉会に
して頂きたいと思つてありますが、それ
に先立つて議事の運営について一言申上
げて御賛成を得たいと思つております。
これは申すまでもなく、この地方税法
は今期国会におけるところの最も重要
なる法案であります。国民もひとし
く国会、殊に参議院のこの法案に対す
る態度につきましては、注目の眼を注
いでおると考えられるのであります。

従つて我々は飽くまでも国会議員とし
ての正しい態度においてこれの審議に
當りたいと思つておりますので、私達
社会黨の者といたしましては、少くも
これを審議終了に終らすというよう
なことを意識的にするといふやうなこ
とは断じて避けて、正々堂々と慎重に
審議をいたしまして、進めることをい
たしたいと思つておるわけなんです

が、つきましては、よく衆議院等にお
きましては党利党略的な立場から、政
略的に議案の審議をば急速に打切つ
て、直ちにこれの採決を取るといふよ
うなこともする場合がありますが、そ

ういうことはお互いにこれを十分に避
けるようにいたしたいと考えておりま
す。つきましては、我々の態度もそのよ
うでありますし、外の委員の方の態度
はよく存じませんが、恐らく趣旨にお
いては大体異なるところがないと思つ
ておりますので、そういう常略といふ
ようなことは、もとより自由党の方々
もそういうことをおしになるとは私達
は思つていないのであります。ただ
政党的本部も、間々議員に対してそ
ういふことを指令して、無理やりにや
らしめるようなこともないではないと考
えては行かぬんです。衆議院におい
てはよく行われることであります。か
ら、採決に入りますというやうなとき
におきましては、予め時間の余裕を十
分に置きまして、そうして一定の手続
を経て、一定の過程を経て採決に入る
ようにしたいと思つてあります。つ
きましては、必ず採決に入るという前
においては、その前日において理事會
を開いてそのことを議定して、然る後
に採決の日時を決定して採決に入ると
いうやうに、一つは私はお運びを頂きた
いと思つてあります。委員長の岡
本君は平素フェアプレイを頻りに高揚
していらつしやる方でありまして、
岡本委員長は当然にそういう態度をと
つて呉れられることだらうと思つて
います。一つこの委員会の議としてそ
ういふことを一つお決めに願えれば大
結構だと思つてあります。如何ですか。

○鈴木直人君 私は、今の吉川委員の
意見に賛成です。それについては、も
う一言私の意見を申し上げて見たいと思
います。それは、その前日に理事會をす
るというだけでなく、或いは今日でも

明日でも一定の審議のプランをもう一
度やりまして、そうしていつまで審議
をして、そうして採決はいつ頃やろう
と、そして本会議はいつにやるとい
うようなこともお互いに本心に話し合
つて、そうしてお互いに本心にこのわ
ゆるフェアプレイですか、よくその真
情を了解しつつその申合せを尊重する
こと、こういう形に行つた方がいんじ
やないかと思つてあります。この前
理事會を開いて、一定の審議のプラン
は作つたやうであります。実際に
いは段々と遅れたりいたしてござい
ますから、私は、明日あたりでももう
一度理事會を開いて、そうしてその申
合せをいたしまして、そうしてそれを
目標にその予定の通りどん／＼進んで
行くと、そして十分その間に審議を
審議を盡して、そのプランに従つて採
決もし、本会議にかける。こういうよ
うにして行きたいものであるという意
見を私は申上げて置きます。

○西郷吉之助君 私は今述べられまし
た御両君の意見に全く同感でありま
す。もう今期も切迫して参りまして、
いろ／＼の情勢から重要な段階にある
と思つてあります。今の御両君から
いろ／＼お話がありました通り、終始
この委員会をして円満な運営をせしめ
たいと我々も思つておりますので、如何なる
事情があろうとも、理事會が決めた以
外の突発的ないろ／＼行動という、
大袈裟でありますけれども、突然審議
を打切つて見たら、例えばですね。そ
ういふようなことは如何なることがあ
つてもお互いにそういうことは慎し
む。決してやらない。理事會の決定に
従つて、終始円満にみんなが審議でき

ように進めたい。それにつきましては、岡本委員長が不在ですから、堀理事よりその旨を十分に委員長に後日伝えられるようお願いいたします。

○黒川武雄君 前三方の御意見を伺いましたが、慎重審議するという意味で、明日、明後日はこの委員会を開催下さるのであります。

○理事（堀末治君） その点お答えいたしますが、さつきちよつと岡本君から私にお話があつたんですが、まだ理事会にかけておらんことですから、私はつきり申し上げますこととはどうかと思ひますけれども、とにかく岡本委員長からさつき私に示されたお気持では、誠に御氣の毒でも、明日、明後日は是非やつて頂きたい、そうして一日の日に、午後の本会議で討論採決をするようにしたいという、こういうようにしたいというちよつとお話でありました。併しこれはもう別に理事会で決めたことでもございませぬし、皆さんにお諮りしたこともありません。ただあの人の腹案をちよつとお示しになつたこととあります。今委員長が留守ですから、今の御三方の御趣旨のあるところをよく申しまして、今日は理事会を開く余裕がありませんから、明日成るべくなら委員会を開催する前に理事会を開いて、その理事会の議で決めて、皆さんの仰せの通り、全くこの委員会をフエヤ・ブレイにおいて進めるようにしたいと思ひます。それでは今日はこれで終りますが、もう一つちよつとお語りたいた問題があります。地方財政平衡交付金法案につきまして、大蔵委員会と文部委員会から連合委員会を開いて欲しいという要望が参つておりますが、委員長としては皆さんの御

意見を承わつて置きたい。それから向さつき私が申し落しましたが、これは折角いいことだから、明日一回だけ向うさんの御要望に答えたら如何か、こういうことでありました。如何ですか。

○吉川末次郎君 それは平衡交付金の法案は、国の予算に關係することであると思ひますから、受入れてやるようにしたら如何ですか。

○鈴木直人君 こういうことはできないでしようか。そういう連合委員会という形ではなく、その当該委員会で審議をして貰うということはできないものですか。いわゆる連合委員会になりますという、その間地方税の論議が中断されることになるわけですね。そうして連合委員会においては地方行政委員会における委員が発言する必要はないわけですか。委員長はその方の委員長になるということになるわけですか……

○吉川末次郎君 要するにあなたのおつしやるのは、大蔵委員がこの地方行政委員会へ任意的に來て、そうして委員の発言を許すという形ですね。

○鈴木直人君 そういう意味じゃないです。従来例えれば他の委員会に付託された法案にいたしても、随時地方行政委員会においては政府当局の出席を求めて、質疑をしておつた慣例なりがあるものであります。若し許されるならば、大蔵委員会なり文部委員会に於いて、平衡交付金の政府の者を、適当の時に呼んで、そうしてその委員会において審議をして貰うというふうな方法がとれないものであろうか。そうすれば地方行政委員会としては、それ

には關係なく地方税の審議を進めることが出来る。こう考えますが、そういうように……

○三木治朗君 最前岡本委員長からちよつと私的に話があつたんですけれども、向うの委員会を以て、この合同審査の決定をしたんだから、一つ何とかして欲しいという希望があつたという話でありました。それから、向う鈴木さんのおつしやるようにすると、向うでやつて呉ればこつちはこつちでやるんだすけれども、そうすると、政府が衆議院の方にも取られてしまう。向うにも取られるということになる。やはりこつちが困るんじゃないかという、結局向うの申出に應ずるの外はないんじゃないかと思ひますがね。

○鈴木直人君 先程のお互いの話し合いのように、連合委員会をお互いやりましても、それに取られる時間は、他の時間でこの委員会が勉強してですわ。そうしてまあ一日には、予定の通り終るというやうなことがやり得るといふお互いの話なら今我々は勉強すればいいわけですから……

○吉川末次郎君 時間の点も考えて合同委員会をやりましょう。向うの言うことも我々の参考になるのだから。

○理事（堀末治君） それでは合同委員会をやることにいたしました。日取りはあとで委員長の方で向うと取決めることに……

○黒川武雄君 成るべく早くして下さい。

○理事（堀末治君） 明日できれば地方税法を勉強して一通り終つて、明後日やろうかと言つておつたのであります。いずれ委員長とよく相談して……

○西郷吉之助君 今みたいなことを委員長がそう言つたからと言つてやるといけない。理事会を開いて皆の総意によつてなされたい。

○理事（堀末治君） 今の御意見もありましたから、いずれよく委員長と相談して、明日早々理事会を開いてやりま

す。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十一分散会
出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君

理事 吉川末次郎君

堀 末治君

竹中 七郎君

委員 三木 治朗君

黒川 武雄君

山田 佐一君

岩木 哲夫君

林屋龜次郎君

柏木 庫治君

西郷吉之助君

島村 軍次君

鈴木 直人君

米倉 龍也君

濱田 寅藏君

国務大臣 文部大臣 高瀬莊太郎君

通商産業大臣 林 讓治君

厚生大臣 萩田 保君

政府委員 地方自治厅长 奥野 誠亮君

總理府事務官 財政課長 太宰 博邦君

地方自治厅长 厚生事務官 大臣官房 會計課長

参議院事務局